



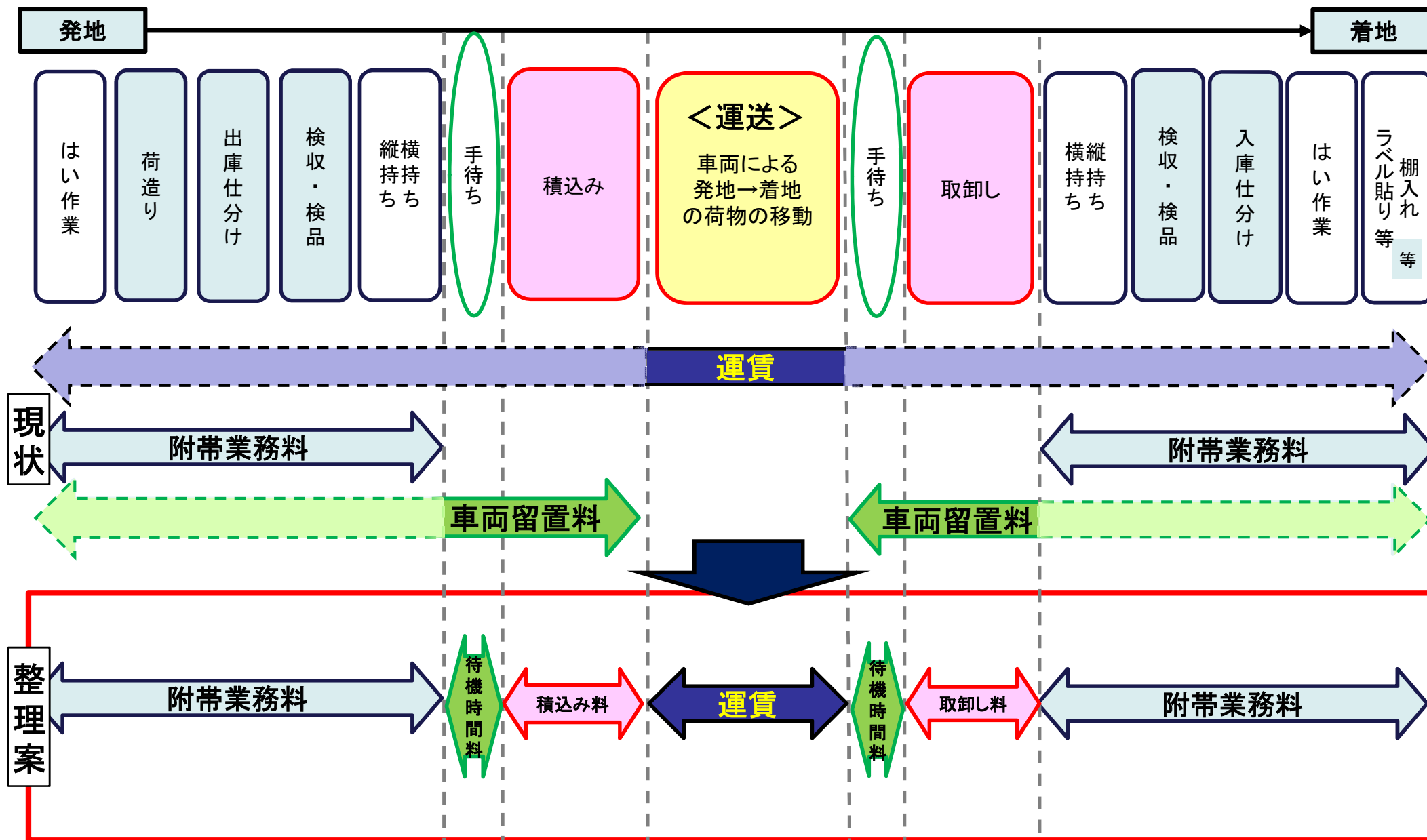
1. 運送及び運送以外の役務への対価について
2. 標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示案等について
3. 荷待ち時間の記録義務付けについて
4. 中継輸送の普及・実用化に向けた取組について

【参考URL】トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会(国交省HP)

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000022.html

運送及び運送以外の役務への対価について

- 「運賃」は「運送の対価」であることを明確にするため、以下の範囲としてよい。
- 積み込み・取り卸しの対価は「運賃」とは別としてよい。
- 「車両留置料」は待機の対価であることを明確にしてよい。



標準貨物自動車運送約款等の一部を改正する告示案等について（案）

1. 背景

貨物自動車運送事業における適正な運賃・料金の收受等の取引環境の改善に取り組むため、平成27年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」（以下「検討会」という。）を平成28年7月に立ち上げ、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきたところ。

同検討会においては本年1月に「トラック運送業における運賃・料金に関する調査」を実施したところであるが、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料（手待ち時間料金）、積込み・取卸し費用が十分に收受できていないという結果となり、十分な收受に向けた対策の必要性が明らかになったところ。

また、十分な運賃・料金の收受のために効果的な方策について聞いたところ、「附帯作業費・高速代」等について「運賃とは別立て」で收受できる環境を作ることが効果的だという意見が約7割に達し、さらに同検討会においても運賃と料金を明確化すべきとご意見をいただいたところである。

ついては、適正な運賃・料金の收受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）の一部を改正するとともに、平成25年5月に策定した「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとする。

また、「運賃」とは、貨物の運送（場所的移動及び運送に必要な積付け業務）に対する対価とすることを明確にするため、貨物課長通達を発出することとする。

2. 概要

（1）標準貨物自動車運送約款の一部改正

- ア 標準貨物自動車運送約款第8条第1項に規定される運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込み料」、「取卸し料」等の料金の具体例を規定する。
- イ 貨物の積付けについて、貨物自動車運送事業者の責任において行うことを規定する。
- ウ 貨物自動車運送事業者が料金を收受して積込み又は取卸しを行う場合に、貨物自動車運送事業社の責任において行うことを明確化する。
- エ 発地又は着地における荷待ちに対する対価を「待機時間料」と規定し、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込み料」及び「取卸し料」と規定することで、料金の内容を明確化する。
- オ 附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追加する。

（2）標準貨物軽自動車運送約款の一部改正

標準貨物自動車運送約款と同様の改正を行う。

（3）トラック運送業における書面化推進ガイドラインの一部改正

- ア 運送引受書における必要記載事項として、「料金」を追加し、その具体例として「待機時間料」、「積込み料」、「取卸し料」及び「附帯業務料」を規定する。
- イ 必要記載事項の記載要領において、「待機時間料」、「積込料」及び「取卸料」の料金の定義を規定する。
- ウ 附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「ラベル貼り」及び「はい作業」を追

加する。

エ 運送引受書の基本様式を料金の内容が記載できるよう改正する。

(4) トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドラインの一部改正

ア 「運賃」とは、貨物の運送（場所的移動及び、運送に必要な定型的な積付け業務）に対する対価とすることを明確化する。

イ (1)(2)の改正を反映させる。

(5) 貨物課長通達「一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について（仮称）」の発出

「運賃」とは、貨物の運送（場所的移動及び運送に必要な積付け業務）に対する対価とすることを明確化する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布	平成29年 7 月
施 行	平成29年 1 0 月

荷待ち時間の記録義務付けについて(省令改正)

○貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令(案)の概要

1. 背景

今般、トラックドライバーの長時間労働の要因の1つとなっている荷待ち時間の削減を図る上で、荷待ち時間を生じさせている荷主への勧告等の発動に係る確認の一助等とするため、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める乗務記録の内容等について、所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 乗務等の記録(第8条関係)

第8条では、一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者(以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。)は、事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該乗務を行った運転者ごとに休憩又は睡眠をした場合の地点・日時等の記録をするよう定めているところ、荷主の都合による荷待ち時間の実態を把握し過労運転の防止につなげる観点から、

- ・集荷及び配送を行った地点(以下「集荷地点等」という。)
- ・集荷地点等への到着日時及び集荷地点等からの出発日時
- ・集荷地点等における荷積み及び荷卸しの開始及び終了日時

についても乗務記録の対象として新たに追加することとする。(ただし、車両総重量又は最大積載量が一定のトン数以上の車両を対象とする。)

(2) 適正な取引の確保(第9条の4関係)

第9条の4では、一般貨物自動車運送事業者等は、輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならないと定めているところ、荷待ち時間を解消するためには荷主の理解と協力が不可欠であることから、荷主の都合による荷待ち時間に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送の防止についても、適正な取引の確保の努力義務の目的として新たに追加することとする。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布:平成29年5月
施行:公布の一月後



公布:平成29年5月31日
施行:平成29年7月1日

中継輸送の普及・実用化に向けた取組について

「中継輸送」

長距離運行を複数のドライバーで分担する輸送形態

労務負担の軽減や人手不足の緩和に資する

【実施に当たっての課題】

○平成27年度から28年度にかけて「中継輸送実証実験モデル事業」を実施

○モデル事業を通じて、中継輸送の実施に当たっての具体的な課題が明らかに

- ・中継輸送を行うトラック事業者同士のマッチングの場が十分でないこと
- ・トラック事業者同士が交わす協定書の項目が明確でないこと

等

【普及・実用化に向けた取組】

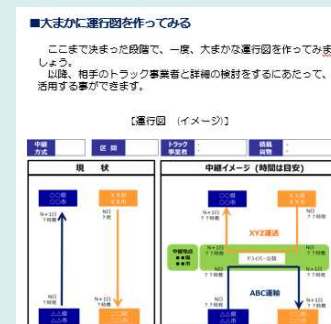
手引書の作成

平成29年3月に、中継輸送の実施に当たって検討すべき事項や必要となる資料等について、分かりやすく解説した手引書を作成

手引書(抜粋)

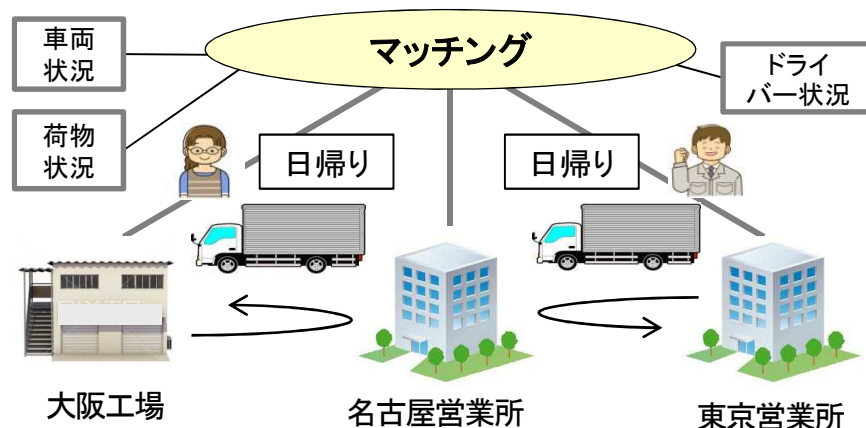
【手引書の項目】

- ・中継輸送の実施ルール
 - ・中継輸送の枠組み
 - ・中継輸送の運用の詳細
- ※協定書の項目例



等

【中継輸送のイメージ】



周知・支援等

○各都道府県等のトラック事業の協同組合に対し、中継輸送のマッチング機能を担うよう働きかける

○上記の手引書について、ホームページや説明会等を通じて、トラック事業者の利用を促していく